


広告募集案内【定数制】
(広告付物品提供募集仕様書)

広告付の消防団員募集リーフレットを提供して下さる事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	横浜市消防団員募集広報用リーフレット		消防団員募集リーフレットイメージ 
内 容	横浜市消防局では、消防団員を募集するためにリーフレットを作成しています。 消防局から提供する原稿に、指定する位置へ広告を掲載いただきリーフレットを作成し、消防局へ提供して下さる広告主様を募集します。 (リーフレットの企画等については、別添資料をご覧ください)		
規格	サイズ	別添資料のとおり	
	仕様等	別添資料のとおり	
募 集 数	10,000 枚		
配布期間	令和2年1月 ～令和3年3月(予定)		
配布方法 (対象者・場所等)	原則として、横浜市内で実施する防災指導やイベント等で、ご来場いただいた市民へ手渡しで配布いたします。		
納入期限	令和2年1月8日(水) 予定 詳細な日程については、調整し決定します。		
納入方法	物品は、消防局総務部消防団課に一括納品して下さい。		

■広告内容

掲載場所	スペース(縦×横)	枠数	色数
リーフレット裏面	資料2のとおり	1 枠	4 色(フルカラー) ※広告欄は単色でも可

■広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。

■原稿の制作等

広告原稿提出締切	令和元年11月27日(水)
----------	---------------

- ※ 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。
- ※ 物品等の製作前に原稿内容の審査を受けてください。
- ※ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■申込み

申 込 条 件	広告代理店のほか、広告主自らの申込みも可能です。 ※広告代理店からのお申込の場合、お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主審査を受けてください。
申 込 方 法	申込書(別紙)をEメール又はFAX等で下記申込先へ送付してください。

事業者選定方法	<p>先着順</p> <p>※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込は同順位として取扱います。同日内に空き枠数を超えたお申込があった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。</p> <p>※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。(午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順となります。)</p>
募集開始日	令和元年10月30日(水)
申込期間	令和元年10月30日(水)～令和元年11月12日(火)
申込先	<p>(担当課名) 横浜市消防局消防団課</p> <p>(所在地) 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9</p> <p>(TEL/FAX) TEL 045-334-6768 / FAX 045-334-6510</p> <p>(Eメール) sy-shobodan@city.yokohama.jp</p>

リーフレット規格等について

◆ 仕様

規 格	A3版 (観音折り(4つ折り))
材 質	用紙: コート 90Kg

※ 同等品可とします。その際は、消防局と調整してください。

◆ 色

両面フルカラー印刷

※ 裏面(広告欄)については、フルカラー印刷でなくても構いません。

◆ デザイン

【表面(見開き両面): 横浜市消防局】

- ・ 消防局が提供するデザインとしてください。
- ・ デザイン作成に必要なデータは提供いたします。
- ・ 入稿前に原稿内容の審査を受け、入稿時には、出力見本を添えてください。
- ・ デザインの著作権は消防局に帰属します。

【裏面: 広告主】

- ・ 横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準を遵守したものとしてください。
- ・ 裏面の一部に広告である旨を明記してください。
- ・ 入稿前に原稿内容の審査を受け、入稿時には、出力見本を添えてください。

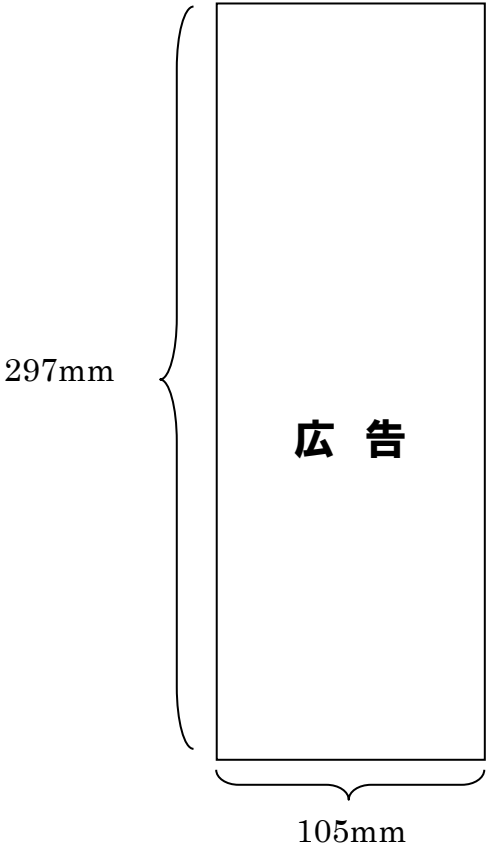
※ 別添「リーフレット案」を参照してください。

リーフレットデザイン (イメージ)

表面



裏面 (広告枠)



横浜市消防団

Q5：どんな消防員がいますか？

A5：会社員や自営業をはじめ、学生や主婦その他、職種・年齢・性別を問わずさまざまな消防員がいます。地域を守りたいという気持ちさえあれば、だれでも活躍できる場があります。

Q6：市外の会社に勤務する私でも入団できますか？

A6：横浜市内に居住していれば、市外に勤務している方でも入団できます。横浜市内に居住している方も、市内に勤務していれば入団できます。

Q7：女性消防員もいるの？

A7：現在、横浜市の20消防団では女性消防員がさまざまな場面で活躍しています。女性だからその場点が活かされる場面も多く、たくさんの方が消防団活動の中で、その力を発揮しています。

Q8：入団に必要なものは？

A8：「この街と人を守りたい。」その気持ちがあれば大丈夫です。活動服や防火などの装備や消防機材は横浜市の貸与品です。また、救命講習や各種訓練も活動の中で受けることができますので、特別な費用がかかるとは限りません。

消 防 団 員 募 集

広 告

ご存知ですか？

Q1：消防団ってなんですか？

A1：「消防団」とは、消防署と同じ消防組織法で定められた消防機関です。横浜市の消防団員は非常勤・特別職の地方公務員で、普段は本来の仕事や学業、家事をしながら、災害その他の必要時に活動します。

Q2：消防署との違いは？

A2：消防署は、職員が常に消防業務に専念していますが、消防団は地域の人を中心に組織され、日頃から自らの地域を自らの手で守っています。特に、大規模災害発生時には、地域に密着した消防団の連携が期待されています。

Q3：市内全域で活動するの？

A3：横浜市内には18の行政区に20の消防団があり、基本的にはそれぞれの地域で活動しています。大規模災害が発生した時には、管轄を越えて活動する場合もあります。

Q4：どんな活動をしているの？

A4：火災を中心に、地域で発生した災害に消防署と協力して対応しています。平常時には、各種災害に対応するための訓練だけでなく、防災指導や救命指導などを行い、地域の防災リーダーとして活躍しています。

消防団はあなたの街で活動しています

「消防団」とは、消防署と同じ消防組織法で定められた消防機関です。横浜市の消防団員は非常勤・特別職の地方公務員で、普段は本来の仕事や学業、家事をしながら、災害その他の必要時に活動します。

横浜市内には18の行政区に20の消防団があり、それぞれの地域性に即した形で、火災発生時の消火活動や、地震・風水害など大規模災害発生時の救助・救出活動、警戒活動、避難誘導、災害防ぎ活動などを行っています。

また、平常時も各種訓練のほか、自治会町内会・学校等への防災指導や救命指導、広報活動などを実施し、地域防災力の向上に重要な役割を担っています。

消防団員になると

- ・活動に対する報酬が支給されます。
- ・消防団活動に自費した場合の補助制度があります。
- ・活動に必要な装備などが提供されます。
- ・消防団員として5年以上勤務し、満了した場合には、勤務年数に応じて退職金も支給されます。

消防団の主な活動

各種訓練

横浜市内のみならず21地区などの高層ビル街から水辺住宅密集地域、海や河川などさまざまな地域性があります。そのため、各消防団は基礎訓練を重ねるとともに、自分たちの管轄する地域に即した各種訓練を行っています。



災害出場

火災発生時には消防署と協力して対応します。また、台風などの災害でも、広報・避難誘導など幅広く活動します。



防災指導

火災による被害を減らすために必要な初期消火器具の取付方法などを地域住民や学校等に対して指導します。



地域貢献

地域行事への積極参加や火災予防活動など、災害発生時以外にも地域貢献活動を行います。



消防団に入団を希望する方へ

消防団には、20歳以上で横浜市内に居住、勤務、在学している方なら、入団することができます。入団に関するお問い合わせは、ご所属の横浜市内18消防署の庶務課までご連絡ください。

消防署名	電話番号
● 鶴見消防署	045-503-0119
● 神奈川消防署	045-316-0119
● 西消防署	045-313-0119
● 中消防署	045-251-0119
● 南消防署	045-253-0119
● 港南消防署	045-844-0119
● 保土ヶ谷消防署	045-334-6696
● 旭消防署	045-951-0119
● 磯子消防署	045-753-0119
● 金沢消防署	045-781-0119
● 港北消防署	045-546-0119
● 緑消防署	045-932-0119
● 青葉消防署	045-974-0119
● 都筑消防署	045-945-0119
● 戸塚消防署	045-881-0119
● 栄消防署	045-892-0119
● 泉消防署	045-801-0119
● 瀬谷消防署	045-362-0119

消防団員入団申請

電子申請により入団を希望される方はQRコードよりお申込みください。



一緒にやってみませんか？

広告掲載申込書（広告付物品提供：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/ FAX	TEL	/FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	ご提供いただく 物品の名称	横浜市消防団員募集広報用リーフレット		
	広告内容			
	物品提供等 に係る経費	_____ 千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。		
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する・希望しない・登録済）